

外来種被害予防3原則

— 侵略的外来種による被害を予防するために —

入れない 捨てない 広げない

悪影響を及ぼす恐れのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

飼っているものや栽培している外来種を適切に管理して「捨てない」(逃がさない、放さないなどを含む)

すでに野外にいる外来種をほかの地域に「広げない」

外来生物とは
もともと地域にいなかったのに、意図的または非意図的な人間活動によって、他地域から導入された生物のことを指します。日本の野外に生息する外来種の数は、2,000種を超えるといわれています。外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といえます。

外来種被害予防3原則

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、町民一人ひとりの理解と適切な対応が求められています。外来種にかかわる際には「入れない、捨てない、広げない」の3原則を心にとめ、行動することが重要です。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態などを十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

外来生物法で禁止されている事項

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

●飼育、栽培、保管、運搬が原則禁止です



●許可を得て飼養等する人が、許可を得ていない人に譲渡、引渡し、販売することは禁止です



●輸入することが原則禁止です



●許可を得て飼養等する場合でも、定められた特定飼養等施設のみでしか飼養等できません

※研究目的などで、逃げ出さないよう適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合に許可されます。飼育、栽培、保管、運搬のことを、外来生物法では、飼養等といいます。外来生物法に違反した場合、個人では3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。

●野外へ放つ、植える、まくことが原則禁止です



例外として、適用除外される特定外来生物（通称条件付特定外来生物）であるアカミミガメ、アメリカザリガニについては、一般家庭で手続きなく飼育することが可能です。ただし、池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは、法律で禁止されています。飼い続けることができなくなった場合は、知人や新しい飼い主を探している団体などに譲渡してください。

イラスト：環境省ホームページ

【アライグマ】 特定外来生物



北米大陸原産で、ペット用に輸入された飼育個体が逃げだしたり捨てられたりしたものが国内で繁殖しました。体長40〜65cmの夜行性で、昼間は、納屋や家屋、寺社の屋根裏などの中で休息しています。また、雑食性で小型哺乳類、鳥類、魚類、昆虫類、農作物など幅広く食べます。

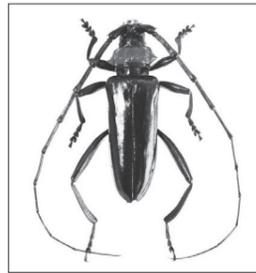
町の対策

箱わなにて駆除をしています。箱わなを設置したいかたは、農業振興係にお問い合わせください。

○農業振興係

☎82-6137

【クビアカツヤカミキリ】 特定外来生物



輸入品の梱包材やパレットなどに付着して幼虫が運ばれてきていると推測されます。桜、梅、桃などのバラ科の樹木を好み、幼虫が木に寄生し、中を食い荒らすことで被害が進行すると、木は弱り、枯死してしまいます。木の中で2〜3年かけて成長し、成虫になると木から出てきます。繁殖力が強く、成虫の寿命は2週間以上です。

町の対策

公共施設、集会所などを中心に薬剤の樹幹注入を行い被害防止に努めています。

【ブルーギル・オオクチバス(ブラックバス)】 特定外来生物



北米原産の魚で、強い魚食性で、冷水域や流れの速い水域などさまざまな環境で生息が可能。そのため、河川に生息する在来魚などの生態系に大きな影響を与える恐れがあります。

町の対策

漁業組合により、定期的な網入れなどで捕獲駆除をしています。

【オオキンケイギク】 特定外来生物



北米原産でキク科の植物です。道端、河川敷、線路際などに生育が見られます。強じんな性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつくっており、在来生態系への影響が危惧されています。

町の対策

道路、河川敷など、定期的な除草を行い駆除しています。

【オニアザミ】 生態系被害防止外来種(※)



生態系被害防止外来種に指定され、繁殖力の強い外来植物です。葉や茎に固く鋭いトゲを持ち、手に刺さると痛みを伴います。茎の高さは1mほどあり、葉は深く裂け、花期は6〜9月で、下向きに数個の花をつけます。花は筒状花のみで構成されており、花の色は紫色です。

町の対策

道路、河川敷など、定期的な除草を行い駆除しています。※特定外来種ではないですが、幅広く生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種

【ナガミヒナゲシ】 外来植物



ケシ科・ケシ属の植物です。地中海沿岸地域の外来種で、1961年に初めて東京都世田谷区で確認されました。ひとつの実(花が咲く部分)から1,600粒の種が取れ、1つの個体から15万粒の種ができることもあり、強い繁殖力が特徴です。また、他の植物の生育を阻害する成分を出すことから、生態系に影響を与えます。

町の対策

道路、河川敷など、定期的な除草を行い駆除しています。